

京都市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成31年1月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第48号

京都市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市印鑑条例の一部を改正する条例（平成30年3月29日京都市条例第48号）の施行期日は、平成31年1月15日とする。

（文化市民局地域自治推進室）